



2024年2月13日

各 位

会 社 名  日本電設工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 安田 一成  
(コード番号 1950 東証プライム)  
問 合 せ 先 広報部長 佐々木 智絵  
(TEL 03-3822-8811)

## 株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、当社従業員（以下「従業員」といいます。）に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の対象となる当社株式としては、当社が2024年2月14日付で取得する自己株式を活用する方向で検討しております。詳細につきましては、本日付「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 導入の背景

当社は、2024年度（第83期）から始まる次期中期経営計画にて2031年度（第90期）のあるべき姿に向けた、成長戦略の足掛かりとなる中期経営計画を策定しています。

本中期経営計画の実現に向けた施策の一環として、従業員が当社の中長期的な業績や株価への意識を高めることにより持続的な成長を目指した業務遂行を一層推進すること、また、当社の企業価値向上に伴う株価上昇が従業員の財産形成にも資するよう「人的資本投資の一環」として、本制度を導入することといたしました。

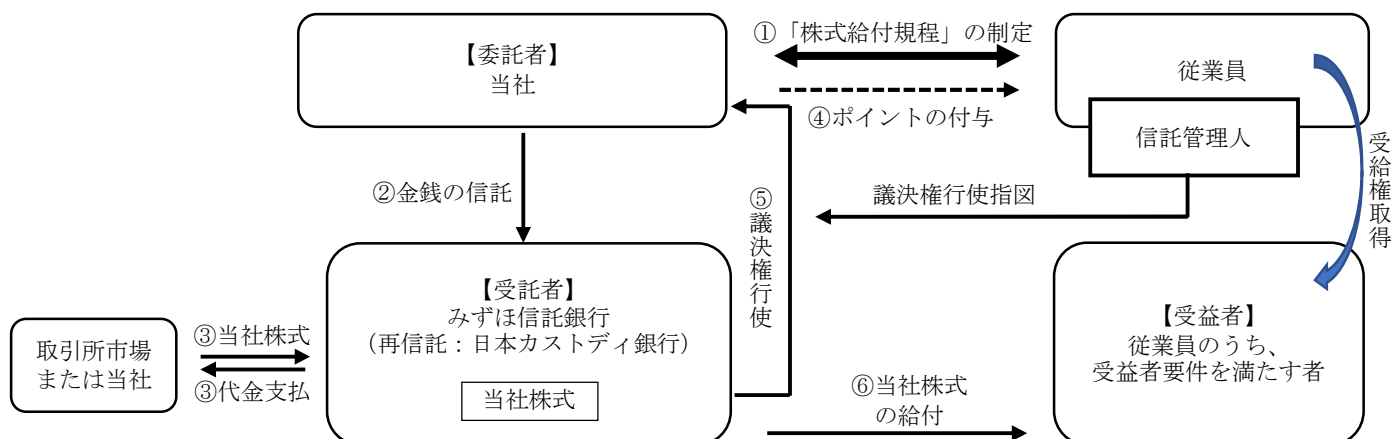
#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、対象となる従業員に対し株式給付規程に基づきポイントを付与し、従業員が一定の条件により株式の給付を受ける権利を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理するものとします。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上